

第95回穴粟市議会定例会 上程議案等一覧（追加）

[illegible]

第 1 0 6 号議案

宍粟市国民健康保険診療所条例の一部改正について

宍粟市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月8日提出

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市条例第 号

宍粟市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

宍粟市国民健康保険診療所条例（平成17年宍粟市条例第109号）の一部を次のように改正する。
附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に関する臨時の診療所の設置）

- 2 第2条に規定するもののほか、市長は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染が疑われる者の診察及び検査を行うため、臨時的な措置として、診療所を置く。
- 3 前項の診療所は、令和2年10月1日から規則で定める日までの間設置することとし、診療所の名称、位置、診療時間及び診療所の休日については次の表のとおりとする。ただし、診療時間及び診療所の休日については、緊急その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

名称	位置	診療時間	診療所の休日
国民健康保険発熱者臨時診療所	宍粟市山崎町船元118番地1	午前8時30分から午後5時までの内で所長が定める時間	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。） (4) 診療所が別に定める休診日

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

現 行		改 正 案							
附 則	この条例は、平成17年4月1日から施行する。	附 則 (施行期日)							
		1 この条例は、平成17年4月1日から施行する (新型コロナウイルス感染症に関する臨時の診療所の設置)							
		2 第2条に規定するもののほか、市長は、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の感染が疑われる者の診察及び検査を行うため、臨時的な措置として、診療所を置く。							
		3 前項の診療所は、令和2年10月1日から規則で定める日までの間設置することとし、診療所の名称、位置、診療時間及び診療所の休日については次の表のとおりとする。ただし、診療時間及び診療所の休日については、緊急その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。							
		<table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>診 療 時 間</th><th>診 療 所 の 休 日</th></tr><tr><td>国民健康保険発熱者臨時診療所</td><td>宍粟市山崎町船元118番地1</td><td>午前8時30分から午後5時までの内で所長が定める時間</td><td>(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (前号に掲げる日を除く。) (4) 診療所が別に定める休日</td></tr></table>		名 称	位 置	診 療 時 間	診 療 所 の 休 日	国民健康保険発熱者臨時診療所	宍粟市山崎町船元118番地1
名 称	位 置	診 療 時 間	診 療 所 の 休 日						
国民健康保険発熱者臨時診療所	宍粟市山崎町船元118番地1	午前8時30分から午後5時までの内で所長が定める時間	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (前号に掲げる日を除く。) (4) 診療所が別に定める休日						